

改革渦中の自治体公益法人 辻山幸宣 正木浩司 編著 公人社 2200円(自治
総研ブックす⑩)

自治体公益法人はどう変わっていくべきか、その現状と課題について、改革渦中からの報告です。

第1章 自治体公益法人をめぐる状況

第2章 公益法人制度改革の経過と新制度の概要

第3章 新公益法人制度施行時点の自治体公益法人の状況

第4章 新公益法人制度に臨む自治体公益法人の現状と課題

第5章 移行事例及び公益不認定事例の特徴

第6章 結びにかえて

新公益法人制度化の自治体公益法人の展望

* 自治体公益法人(自治体が出資・出捐を通じて、その設立や運営に関わる社団・財団法人)

従来の民法法人から公益法人への移行を一応、是とし、自治体からの支援を前提に収益性を要した新たな自立自営を模索する。

第三セクターの経営改善と事業整理 宮脇 淳 編著 学陽書房 3400円

地方自治体の財政運営の水面下で大きな影響を与えている第三セクターの経営と事業を見直そうとするもの

従来のように自治体による出資・出捐金の追加や損失補償などで延命できる時代は過去のものとなった。

事業廃止を含め手段の見直し、組織の在り方など地域政策の面からも議論が必要。

第三セクターの経営と事業の抜本的見直しに対して、実践と理論の両面に資する。改革プランの策定方法、点検と監査の充実

そして、見直しの課題の壁となる法的整理、特定調停の実例、損失補償の裁判事例など、第三セクターと地方自治体の病巣について掘り下げる。

第1章 第三セクターの経営状況

第2章 自治体財政健全化制度と第三セクター

第3章 改革プランの策定方法

第4章 点検と監査の充実

第5章 第三セクターの法的整理。特定調停の事例

第6章 地方公共団体による損失補償をめぐる裁判例

第7章 第三セクター問題の本質～何が病巣か～

資料

自治体財政健全化法が2009年4月に全部施行され、実質赤字比率、実質公債費比率、連結実質赤字比率、将来負担比率の基準値を超過すると、早期健全化団体に指定されるようになりました。

このキモは将来負担比率であり、自治体本体の地方債残高に加え、地方公社、損失補償契約を締結する第三セクターの負債のうち、将来発生すると予想される負債を反映したものとなります。連結実質赤字比率も同様ですが、既存の地方財政制度の中で抜け落ちていた公社、第三セクター等を自治体経営の管理下として置くために必要な措置です。

この健全化法とともに第三セクターの改革の一層の推進を図るため、第三セクター改革債が2013年度までの時限的措置として盛り込まれています。この改革債を用いることで、改革に伴う自治体財政の一時的な負担を平準化することが可能になります。

この本では、

第1章で第三セクターの経営状況を総務省「第三セクター等の状況に関する調査」の個票データを用いて、数値的に分析を行っています。その上で、

第2章で自治体財政健全化制度下の第三セクターを地方財政全体や財の特性から位置づけています。

第3章では、第三セクターを実際に改革するにあたっての改革プランの策定方法をフレームワーク等を用いて整理しており、具体的に進める場合の指針を示し、

第4章では、点検と監査の充実を示しています。

第5章では、第三セクターの法的整理・特定調停の事例をていねいに分析し、特定調停が選好されやすい理由（金融債権者のみの整理を優先させること）やどのような場合にどのような手法を使うか等を明らかにしています。

第6章では、第三セクターに対する自治体の信用力供与の一環系である損失補償裁判例を整理し、裁判における損失補償契約の有効・無効の判断基準等を説明しています。

第7章では、第三セクター問題の本質を理論的に整理し、あるべき第三セクター改革の展望について示しています。

前者は、団体、法人自身の視点から、後者は行政サイドの視点から今後を展望したものの。

一般的には指定管理を受けた法人が、公益法人へ移行する展望を探っている様に見える。

法人の

・資産・負債、損益状況

- ・営業キャッシュフローの動向
- ・経営悪化の要因及び経営者の責任
- ・今後の関連市場の動向や経営の見通し
- ・事業の意味及び公益法人自身の意義
- ・現場維持のまま経営を続けた場合の市財政負担のシュミレーション等を具体的に行い、実態を客観的に認識する。

今後の改革の判断としては、

- 1、自主再建(自治体支援による)
 - 2、完全民営化、民間売却
 - 3、組織再編による事業存続
 - 4、上下分離(施設の所有と運営)・指定管理者制度の導入
 - 5、債務調査し、法人の経営改革の実施
 - 6、自治体による直営
- の方針を定め、

例えば1を選択した場合は

自主再建による改善の観点として、収入の増加と費用の削減とキャッシュ・フローの改善の3つがある。

収入の増加は、利用者の増加や価格の適正化を行う改善策を行う。

費用の削減においては、人件費の削減、減価償却費の削減、支払利息の削減、修繕その他営業費用の削減を行う。

キャッシュ・フローの改善では、

投資活動(設備投資、有価証券売買等)、

財務活動(借入、増資等)の改善

を通してキャッシュ・フロを改善させる。

収入の増加による改善

法人として複数の事業を実施している場合、収入の増加を検討するに当たっては、これらの事業別に収益(売上高)を分解して検討する。業種により施設別、商品別顧客別など、収入のぶんかいはいろいろある。これらの区分ごとに収入の増加を考える。その際、売上を単価×数量に分解し、単価を引き上げるか、数量を増加させるかの検討が重要である。

費用の削減による改善

- 1、営業費用の削減(人件費を除く)

2、人件費の改善

年功給から能力給、

基本給、退職金の大幅カット

組織及び事業の見直しによる職員数の削減と早期退職制度

自治体職員の引き上げ、プロパー職員の育成

非常勤職員の活用 等

3、メンテナンスコストの抑制

大規模修繕や耐震補強への変更や競争のためのリニューアル

早急に計画化

4、金利の抑制

営業外収益と営業外費用

支払利息の抑制

・高金利の借入契約の見直し

・繰り上げ返済による支払利子総額の抑制等

キャッシュ・フローの改善

営業キャッシュ・フロー

・売上債権の減少(回収期間の短縮)

・仕入債務の増加(支払機関の延長)

・棚卸資産の減少(販売促進)

投資キャッシュ・フロー

・有価証券の売却

・固定資産の売却

財務キャッシュ・フロー

・借入金、社債の償還

・増資

・配当の抑制 等

自治体の追加支援の検討

1、貸付

追加貸し付けの実施、返済期限の延期、金利の減免、DES

2、施設の引き取り・上下分離方式への移行

3、現行の損失補償契約の履行(新たな保証は行わない)

4、出資(増資)

5、経営が回復するまで、一時的に運営補助金を支出

自治体の支援の手法の改善としては

新しい公益会計基準に準じた経理処理、決算に対応する、出資・出捐（補助制度）を樹立する事が課題となる。

すなわち、補助金の算定の整理として

- ・事業補助
- ・運営補助
- ・施設維持補助（継続事業）

等を区分し、法人の公益法人会計基準（会計方針、注記）に対応できる、補助金等の算定に改める。

団体の正味財産の安定保持を図り、法人の具体的な自立努力、経営計画に期待する。

6、の選択は、最後の手段かな？

こんな情報を整理して、今後の対応を研究したらよろしいのではないのでしょうか。

参考書

新公益法人の移行手続きと会計・税務 中田ちず子 著 税務研究出版会

<http://blogs.yahoo.co.jp/yhjp711/55184045.html>

* 正味財産増減計算書内訳表

公益目的事業会計、収益事業等会計、法人会計、等の区分